

平成 26 年 5 月 26 日
こども家庭部子育て支援課

確保方策の基本的な考え方について

1 確保方策の記載事項

子ども・子育て支援事業計画においては、各事業の量の見込みに対応するサービス提供体制の確保内容および実施時期を定めることとされている。

具体的な記載事項については、下表のように、各年度の量の見込みに対して、その年度はどのような施設やサービスで何人分のサービス等の提供を行い、結果として当該事業のサービスについては、その年度でどのくらい不足が生じるかという需給関係をまとめたものとなる。

確保方策については、9月末までに国への報告が求められていることから、区においては、7月末を目途に確保方策案の策定を行う必要がある。

例：教育・保育

		平成 27 年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号	…	…	…	…
量の見込み		500人	500人	300人	…	…	…	…
確保方策	教育・保育施設	500人	500人	200人	…	…	…	…
	地域型保育事業	/	/	50人	…	…	…	…
不足分		0人	0人	△50人				

2 教育・保育

(1) 3号認定（0歳）および3号認定（1・2歳）

平成 27 年度当初に区では保育所待機児童ゼロを達成する予定であるが、これに伴う就労意向の喚起等により、その後も保育需要の増加が見込まれることから、継続した施設整備が必要と考える。

(2) 1号認定

1号認定（3～5歳）と2号認定（3～5歳で教育利用意向あり）の合計が、3～5歳の潜在的な教育需要の総量であるが、その数と現在の定員がほぼ同じであることから、現状維持を基本とする。

(3) 2号認定（3～5歳で教育利用意向あり）

この区分には、教育と保育の双方の利用意向があることから、認定こども園、幼稚園、保育所等、どの施設でどの程度対応していくのか、利用意向の分析とともに運営者の意向等を確認しながら、確保方策の検討を行う。なお、(1)と同様に保育所待機児童ゼロの達成に伴う保育需要の増加が見込まれるため、継続した施設整備についても必要に応じて検討する。

(4) 2号認定（3～5歳）

(1)と同様に、保育所待機児童ゼロの達成に伴う就労意向の喚起等により、保育需要の増加が見込まれることから、継続した施設整備を必要に応じて検討する。

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、現状と量の見込みとの乖離が大きい事業があるため、計画年度最終年である平成31年度末の達成を目指して、施設整備を進めることを基本とする。

なお、現状と量の見込みが同程度または現状が量の見込みを上回っている事業については、現状維持を基本とする。

4 その他

計画の実施状況については、練馬区子ども・子育て会議において、毎年度評価、検討を行う。

各事業の需要数と現状に乖離がある場合には、必要に応じて計画期間の中間年である平成29年度に計画の見直しを行う。